

令和5年度第11回総会（月例）議事録

日 時	令和6年2月28日（水） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	福永 大悟
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 任 矢崎、米倉、西、平川
農政総務課	主 査 神崎 技 師 井手
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農地利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 地域計画に係る意見書に関する件 9 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 10 令和7年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第11回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>農政総務課</p>	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>別冊資料3、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」4ページ（4）5戸を4戸に、12ページ、地域名、中山町滝之下を中山町野下に、地域内農業集落名、滝之下を松林に修正をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>追加資料を2種類配布してあります。</p> <p>一覧表となっているものは、別冊資料3のカラー版の地図でございます。お送りしていた資料では、白黒だったものですから、見やすいようにカラー版を配布してありますので、そちらをお目通しください。</p> <p>封筒に入っている資料ですが、未相続農地の対策の案内になります。もし借りたい方から、未相続農地で所有者がわからないというような相談を受けた場合には、農業委員会の方に言っていただければ、探索する方法があります。その説明資料になりますので、相談があった時には、配布していただくようによりしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立しております。</p> <p>なお、欠席届が、福永委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、永尾委員、横峯委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題1「農地法第3条許可申請に関する件」及び議題3「農地法第5条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～5 ページ 20件	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>1 ページ、番号4号につきましては、15番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、15番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>15番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(15番委員離席後)</p> <p>それでは、吉野、6番委員をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、申請理由：相手要望、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」番号4号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、15番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(15番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、9番委員をお願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号3号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、15年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号14号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝いながら40年以上、農作業経験があるため、新規就農には、該当しません。</p> <p>今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものであります。</p> <p>番号15号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号17号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号18号、療養その他生活資金、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号20号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2．農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>6ページ～7ページ 6件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号4号の案件が、この第4条許可申請に関連するので、併せて審議していただきたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟88.19㎡、庭敷地等331.81㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南・北…宅地、西…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、道に接しておりませんが、水路に蓋を設置し接道を確認します。</p> <p>番号2号、排水路83.00㎡、東…本人畑、他人田、西・南…水路、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号2は9ページの第5条番号4と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号4号、用途・施設：排水路83.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…受人畑、他人田、西・南…水路、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人が昭和55年に自宅を建築した時から自宅と水路をつなぐ排水路として使用していたことから今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号3号、貸車両置場504.00㎡、転回場等494.00㎡、東…雑種地、宅地、西・北…雑種地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人の親が、必要な手続きを経ずに、当該地を平成10年以降に貸車両置場として使用していたことから、今回顛末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、クヌギ100本641.00㎡、東・南…他人田、西…市道、北…水路、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、住家1棟116.42㎡、庭敷地等381.49㎡、東…山林、里道、西・南…雑種地、北…本人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、住家1棟109.30㎡、庭敷地等255.70㎡、東…県道、西・北…里道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」6件及び議題3「農地法第5条許可申請に関する件」番号4号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3．農地法第5条許可申請に関する件 8ページ～16ページ 23件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>11ページ、番号14、15号につきましては、11番委員自身が、申請人となっている案件及び一体利用で転用する案件でございます。</p> <p>従いまして、11番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>11番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(11番委員離席後)</p> <p>それでは、吉田、4番委員をお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、用途・施設：駐車場600.00㎡、資材置場133.00㎡、車両置場600.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…県道、西…市道、宅地、南…宅地、雑種地、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、駐車場600.00㎡、資材置場133.00㎡、車両置場600.00㎡、東…県道、西…市道、宅地、南…宅地、雑種地、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」番号14、15号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、11番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p>(11番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の20件について審議していただきたいと思っております。</p> <p>まず、本局、2番委員をお願いします。</p>
<p>2 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟91.13㎡、庭敷地等127.87㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…市道、西…宅地、北…他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、谷山、9番委員をお願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟63.76㎡、庭敷地等260.24㎡、東…他人畑、西…里道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟101.64㎡、庭敷地等446.36㎡、東…宅地、他人畑、西…宅地、山林、南…山林、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号5号、住家1棟48.62㎡、庭敷地等347.38㎡、東…宅地、西…宅地、他人畑、南…他人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟99.99㎡、庭敷地等185.01㎡、東…農道、西…水路、南…公園、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟62.07㎡、庭敷地等248.93㎡、東…他人田、西…渡人田、南…水路、北…市道、渡人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、クヌギ64本585.00㎡、東…市道、西・北…山林、南…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、車両置場162.00㎡、通路91.31㎡、転回場等455.85㎡、東…私道、他人畑、西…宅地、山林、南…山林、北…県道、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>貸人は、当該申請地を、令和5年2月から、建設業を営む借人に対し、車両置場として賃貸借しておりましたが、</p> <p>今回、「始末書」並びに「土地賃貸借契約書」を添付のうえ、改めて、申請がなされたものでございます。</p> <p>つきましては、今後は、許可を受けてから転用するよう、代理人を通じて指導したところでございます。</p> <p>番号10号、通路59.00㎡、東・北…宅地、西…雑種地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人は、当該申請地を、平成5年頃から、譲受人に対し、譲受人の自宅に通じる通路として使用させておりましたが、今回、「始末書」を添付のうえ、改めて、申請がなされたものでございます。</p> <p>つきましては、今後は、許可を受けてから転用するよう、代理人を通じて指導したところでございます。</p> <p>番号11号、住家1棟104.34㎡、庭敷地等306.66㎡、東…他人畑、西…農道、貸人畑、南…里道、貸人畑、北…宅地、貸人畑、境界…ブロック積、雨…農道側溝、污水…合併浄化槽、使用賃貸借権。</p> <p>番号12号、駐車場16.00㎡、東…市道、西…他人畑、南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、資店舗1棟196.00㎡、資駐車場121.00㎡、通路等802.00㎡、東…水路、西…里道、南…宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、農家住宅1棟98.95㎡、倉庫1棟48.00㎡、農作物選別所45.00㎡、庭敷地等435.16㎡、東・北…宅地、西…市道、南…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は登記簿上の地目は宅地ですが、現況は農地として農地台帳に登載されたものです。高齢のため就農が困難となったため理由書を添えての申請となっております。</p> <p>番号17号、既存住宅1棟103.09㎡、庭敷地等241.46㎡、東…私道、西…里道、南…他人畑、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…私道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地の隣接地は建物のある宅地で譲受人が購入したのですが、申請地に越境して擁壁や境界が設置されていることが判明したため、越境部分を分筆し取得するものです。申請者からは顛末書を添えての申請となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、住家1棟84.05㎡、転回場等412.95㎡、東…他人畑、西・南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、資駐車場205.00㎡、転回場等403.00㎡、東…宅地、雑種地、西…河川、他人畑、南…雑種地、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は道路と接しておりませんが、自己所有の南側雑種地を通して市道に出入りを行います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、事務所1棟60.00㎡、車両置場732.03㎡、緩衝地1,623.46㎡、通路等2,143.80㎡、東…他人田、西…他人田、他人畑、南…県道、北…水路、境界…土留、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明をします。</p>

松元支局	<p>この件について、補足説明をします。(図面掲示)</p> <p>申請地の農地区分は、「第2種農地」に該当します。</p> <p>申請人は市内で土木、建設業を営む法人です。</p> <p>現在の事務所、資材置場が手狭になり今回、県道に面した利便性の高い申請地を取得し、新たに事務所、車両置場として、規模拡大を図るものです。</p> <p>申請農地面積は、農地8筆で4,495㎡です。</p> <p>一体利用として、近隣の山林64.29㎡を含む総面積4,559.29㎡となります。</p> <p>県道との高低差があるため周囲を土羽(土留)工事を行い面積全てを使用する事業計画であることから妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、倉庫1棟1,000.00㎡、駐車場675.00㎡、転回場等2,992.00㎡、東…県道、宅地、西…他人畑、山林、南…宅地、他人畑、北…山林、渡人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明をします。</p>
松元支局	<p>この件について、補足説明をします。(図面掲示)</p> <p>申請地の農地区分は、「第3種農地」に該当します。</p> <p>申請人は、市内で物流販売等の輸送業を営む法人です。</p> <p>現在、近隣において既存の倉庫を有しておりますが今回、九州自動車道鹿児島インターチェンジ及び南九州自動車道石谷インターチェンジの中間地点に位置した利便性の高い県道に面した、申請地を取得し倉庫1棟1,000㎡、駐車場を新設して、新たな物流拠点として規模拡大を図るものです。</p> <p>申請農地面積は、農地6筆で4,422㎡です。</p> <p>一体利用として、近隣の宅地の一部、山林を含む総面積4,667㎡となり、面積全てを使用する事業計画であることから、妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
3番委員	<p>番号22号、宅地分譲2区画1,028.00㎡、通路196.23㎡、東…他人畑、水路。西…宅地、雑種地、南…渡人畑、私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、郡山、19番委員お願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号23号、住家1棟96.78㎡、庭敷地等218.44㎡、東・北…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	<p>番号20、21号というのは、総面積が4,000㎡を超えているのですが、5条許可転用に面積の上限というのはいないのでしょうか。</p>
事務局	<p>面積の上限を求める規定というのは、農地法に定めはございません。個別に判断することになります。但し、3,000㎡を超える農地の転用については、農業委員会の議決のみでは不足に、県農業会議の常設審議委員会の方で、審議を諮った上で、そこで許可して差し支えない旨の意見が出た後に、許可書を交付するという形になっております。</p> <p>以上です。</p>
13番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号20、21号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 非農地認定に関する件 17ページ～20ページ 13件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：7702-6：法面として58年経過、現況雑種地。 7702-8：通路として58年経過、現況道路。7702-10：住家1棟、 58年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：8078-ロ：孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。 8094-乙、8098-ロ：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、29年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：ゴキ竹・孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：1784：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山 林。1835-1、1839-2、1839-ロ：杉。孟宗竹・雑木自然繁茂、 約30年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：店舗1棟、13年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。

19番委員	<p>ご報告します。 番号13号、調査結果：住家1棟、29年経過、現況宅地。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する件」13件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 農地利用変更届出に関する件 21ページ 1件</p>	
議長	<p>次に、議題5「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和6年3月1日、工事終了日：令和6年8月31日、周囲の状況：東・西・南・北…市道、境界…土留、高さ…1.10m、作物…野菜、搬入土…黒土、シラス。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件 22ページ～41ページ 36件</p>	
議長	<p>次に、議題6「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の22ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」、令和6年2月28日公告予定及び令和6年2月29日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>所有権移転1件、1筆、542.00㎡。賃貸借権22件、36筆、32,578.00㎡。使用貸借権11件、15筆、14,462.00㎡。合計36件、52筆、47,582.00㎡です。</p> <p>議案書の23ページから40ページは、令和6年2月29日公告予定の農用地利用集積計画の内容、41ページは、令和6年2月28日公告予定の配分計画を含む内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件</p>	
議長	<p>次に、議題7「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、吉田、4番委員お願いします。</p>
4番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、宮之浦町倉谷地区にあり、吉田支所から南東へ約4.0kmに位置し、東側は山林、西側は市道、南側は他人田、北側は河川に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>

3 番 委 員	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、給食センター</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町馬渡地区にあり、松元支所から北東へ約 4.6 km に位置し、東・西側は他人畑、南側は他人畑、宅地、市道、北側は他人畑、農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2 番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>番号 2 はかなり広い面積ですが、この給食センターで、何校の学校に給食を提供するのか、何人分になるのか、わかりますか。</p>
農 政 総 務 課	<p>給食の供給能力としては、1 万食を予定しております。松元地域の学校に提供するのには決まっていますが、その他どこまで供給範囲を広げるかというのは、まだ検討中のようでございます。</p>
2 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」 2 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題 8. 地域計画に係る意見書に関する件</p> <p>別冊資料 3 13 件</p>	
議 長	<p>次に、議題 8 「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>別にカラーの目標地図を配布してございます。</p> <p>今回は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>それでは、説明につきましては、管轄する各支局主任にお願いします。</p>
谷山支局主任	<p>それでは、3ページです。</p> <p>地域名 下福元町（玉利、大脇原）</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 18.34ha</p> <p>④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 0.29ha a ほぼ現状維持が多い地域でございます。</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題</p> <p>担い手が畜産・農業生産を行っているが、地域の多くの農地は小区画で、小規模の生産者が農産物を生産している。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針</p> <p>現在、ほとんどの耕作者が現状維持の意向を示しているが、高齢化により離農する可能性が高く、そのような農地を担い手に集積する。担い手に集積しきれなかった農地は、地域外から呼んだ多様な経営体に農業生産を行ってもらおう。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標</p> <p>現状の集積率 8.6% 将来の目標とする集積率 20.0%</p> <p>次に、4ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）</p> <p>認定農業者3名 利用者2名 まだまだ少ないようです。この方々以外にも耕作していただきたいと考えておりますので、基盤整備まではいきませんが、道路の拡幅を検討しております。</p> <p>目標地図は、一覧表の1ページをご覧ください。</p> <p>次に、7ページです。</p> <p>地域名 五ヶ別府町川口</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 4.82ha</p> <p>④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 0.53ha a</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題</p> <p>耕作者の高齢化による担い手不足が予想されているが、令和3年度に川口水利組合を立ち上げ、多面的機能支払交付金を活用して、米の生産を支えるために農地や施設の維持を行うとともに、畦にヒガンバナの植栽を行って景観形成や、田の神の像をお祭りして地域の伝統文化を保存するなど、田園地帯の多面的機能の維持に取り組んでいる。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目</p>

標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

現在、川口地域では、不耕作地になりそうな農地があれば、地域全体で話し合い、地域の耕作者に管理を委託しているが、高齢化により年々耕作者は減っている。対応として、入り作を希望する生産者を受け入れるとともに、経営所得安定対策等交付金を活用して、高収益作物の栽培を行う。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 0.0% 将来の目標とする集積率 20.0%

水稻の作付がほとんどでございまして、経営所得安定対策等交付金を使って、野菜等の作付けをして、五ヶ別府地域の認定農業者等を受け入れられないかと考えております。

次に、10ページです。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

認定農業者0名 利用者27名

目標地図は、一覧表の2ページをご覧ください。

次に、12ページです。

地域名 中山町野下（松林）

1 地域における農業の将来の在り方

区域内の農用地等面積 9.45ha

④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 1.11ha

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、かんきつ類の栽培を行っている。生産者の高齢化が進んでいるが、R4年度に樹園地保全協議会を立ち上げ、多面的機能支払交付金を活用して、草払いや農道・水路の整備を行い、果樹園の多面的機能の維持に取り組んでいる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

現在、野下地域では、生産者は今後も果樹園を続けるとの意思を示しているが、高齢化により管理が難しくなる果樹園が発生する可能性が懸念される。対応としては、管理困難な果樹園の発生が予想される場合、話し合いにより地域内で規模拡大の意思のある経営体に管理を委託し、農地を集積させる。さらに、地域外からの入り作を希望する生産者を受け入れて果樹園での生産を継続する。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 10.2% 将来の目標とする集積率 21.9%

次に、13ページです。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

認定農業者1名 利用者9名

目標地図は、一覧表の3ページをご覧ください。

以上です。

伊敷支局主任	<p>それでは、16ページです。</p> <p>地域名 犬迫町(中組、栗之迫)</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 6.08ha</p> <p>④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 0.35ha</p> <p>a</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題</p> <p>当地区は、自家用水稻の作付が主である。高齢化や狭小かつ不整形で排水不良な農地もあり、耕作条件の悪い農地が遊休農地となっていることが課題である。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針</p> <p>農地バンクへの利用を通じて余力のある農家へ農地を集積・集約するとともに、地域内外から多様な経営体を募り、担い手へ育成し、集積・集約を行っていく。</p> <p>(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標</p> <p>現状の集積率 0.0% 将来の目標とする集積率 30.0%</p> <p>次に、17ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)</p> <p>認定農業者0名 利用者12名</p> <p>目標地図は、一覧表の4ページをご覧ください。</p> <p>次に、20ページです。</p> <p>地域名 小山田町一里原(小山田・上方限)</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 13.56ha</p> <p>④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 0.41ha</p> <p>a</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題</p> <p>ほぼすべての農地を認定農業者が耕作しており、今後も現在の耕作者による営農が見込まれる。</p> <p>大規模かつ集約的な施設園芸を継続するため、施設の維持保全、雇用の確保、コスト削減等について検討する必要がある。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針</p> <p>担い手への農地の集積は高いが、今後は集約化を検討する。</p> <p>(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標</p> <p>現状の集積率 100.0% 将来の目標とする集積率 100.0%</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)</p> <p>認定農業者7名</p> <p>目標地図は、一覧表の5ページをご覧ください。</p>
--------	--

次に、24ページです。

地域名 伊敷町(田入道、七窪)

1 地域における農業の将来の在り方

区域内の農用地等面積 6.40ha

④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 0.4ha
(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は施設園芸が行われ、軟弱野菜の共同販売が行われるほか、直売所向けの各種野菜の栽培が行われている。

75歳以上の高齢者も多く、遊休化しつつある施設の活用が課題になってくると思われる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

後継者のいない農家の農地は、担い手が耕作するよう調整に努める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 46.7% 将来の目標とする集積率 48.0%

次に、25ページです。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

認定農業者4名 利用者7名

目標地図は、一覧表の6ページをご覧ください。

次に、28ページです。

地域名 犬迫町(川路山、横井原)(川路山、横井・古別府、萩別府、櫛堀)

1 地域における農業の将来の在り方

区域内の農用地等面積 60.0ha

④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 6.46ha

(2) 地域農業の現状及び課題

畑では、主に露地野菜やハウス栽培による軟弱野菜の生産が行われている。狭小農地や道路との接続が悪い農地が多く、作業効率が悪い。農業用施設は広域に点在しているほか、老朽化が進んで補修が必要なものが増えてきている。

田では、水稻栽培が行われているが、ほとんどが自家用で大規模栽培農家は少ない。また、栽培条件が悪い地域では遊休化が進んでいる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 4.7% 将来の目標とする集積率 20.0%

次に、31ページです。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	<p>認定農業者8名 認定新規就農者1名 利用者144名 目標地図は、一覧表の7から9ページをご覧ください。 以上です。</p>
<p>吉田支局主任</p>	<p>それでは、37ページです。 地域名 本名前（飯山、中原） 1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 15.48ha ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 1.32ha a （2）地域農業の現状及び課題 当地区は水田地帯であり水稻栽培が盛んである。 地域内の水田は、ほぼ基盤整備が完了しているが、完了から30年以上経過しているため、迫によっては排水の悪い水田が多い。そのため中心経営体への集約は容易ではない。 一部耕作放棄地となっており、中心経営体による生産が行われていない状況である。 10年後の意向が売りたい・貸したいの農地が1.32haあり中心経営体の引き受け意向とのマッチングが課題であり、今後これら農地の維持及び有効活用が課題である。 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 （1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 規模縮小や離農する場合その農地を中心経営体へ集約することにより、飼料作物の作付けを推進し農地の受け入れを促進することで、農地の保全を図ることと並行し、新たな中心経営体となりうる地域の後継者の育成を図る。 （2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 0.6% 将来の目標とする集積率 20.0% 次に、40ページです。 4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 認定農業者1名 認定新規就農者1名 利用者73名 目標地図は、一覧表の10から13ページをご覧ください。 次に、46ページです。 地域名 本名後北部内門、二本松、後中、都迫、早馬、上河内、神園、本吉田の一部) 1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 58.17ha ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 11.77ha a （2）地域農業の現状及び課題 本地域は、水田地帯で水稻・WCS用稲等の耕作が多く、施設野菜ではコマツナ・サントウサイ等の施設軟弱野菜の栽培が盛んである。</p>

	<p>基盤整備された圃場が多いが、一部未整備の水田に耕作放棄地がみられる 10年後の意向が売りたい・貸したいの耕地面積11.77haに対し、中心経営体の引き受ける意向のある面積が1.15haしかないことから、今後耕作ができなくなった際に備えて、新たな引き受け手を考えておく必要がある。 イノシシ等による被害が多く、これら被害防止対策が急務である。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 ほぼ条件の良い水田が占めていることから、規模縮小や離農する場合その農地を中心経営体へ集約することにより、水稻・WCS用稲を作付けを推進し農地の受け入れを促進することで、農地の保全を図る。 また並行し、新たな中心経営体となりうる、地域の後継者の育成を図る。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 11.7% 将来の目標とする集積率 20.0% 次に、49ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 認定農業者12名 利用者272名 目標地図は、一覧表の14から21ページをご覧ください。 以上です。</p>
桜島支局主任	<p>それでは、62ページです。</p> <p>地域名 桜島二俣</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 16.5ha ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 0.07ha</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題 当地域は、被覆施設を利用した山東菜やハウレン草等の軟弱野菜や露地での桜島大根の栽培が盛んである。 降灰や火山ガスによる被害が発生する。 担い手が4名いるが、高齢化が進んでおり、担い手が引き受ける面積よりもリタイアする面積が増える可能性があることから遊休農地の増加が懸念される。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 農業を担う者の農地利用の推進や地域外からの新規就農者等の受け入れにより遊休農地の発生を防止する必要がある。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 10.3% 将来の目標とする集積率 20.0% 次に、65ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 認定農業者3名 認定新規就農者1名 利用者14名</p>

	<p>以上です。</p>
東桜島支局主任	<p>それでは、67ページです。</p> <p>地域名 東桜島1(野尻町、持木町、東桜島町、古里町) (野尻、持木、坂下、宮元、足投、木ノ下、中原、古里西、古里東)</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 22.22ha</p> <p>④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 2.2ha</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題</p> <p>本地域は、認定農業者を中心とした畜産やびわなどの果樹、キヌサヤエンドウ、サヤインゲンなどの露地野菜の栽培が主であり、市場や直売所への出荷、自家耕作が行われている。また、椿油の生産も行っている。</p> <p>課題として地域内の高齢化、後継者不足が深刻になっている。また、本地域の大部分が灌漑施設がないため、水の確保も必要である。さらに有害鳥獣による被害も深刻である。</p> <p>販売経路についても販売先が見つからないなど、難しい状況である。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 認定農業者及び新規就農者、規模拡大希望の生産者の農地周辺に集約化を進めていく。</p> <p>(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 12.6% 将来の目標とする集積率 20.0%</p> <p>次に、70ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者) 認定農業者6名 認定新規就農者2名 利用者180名 目標地図は、一覧表の23から24ページをご覧ください。 以上です。</p>
喜入支局主任	<p>それでは、75ページです。</p> <p>地域名 喜入一倉(一倉、弓指、小田代)</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 36.3ha</p> <p>④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 1.5ha</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題</p> <p>当地域は、一倉、弓指、小田代の3集落がある。</p> <p>一倉集落は、大規模法人によるダイコンや有機農家による露地野菜、その他水稲などの栽培が行われている。</p> <p>弓指集落は、基盤整備された圃場が多く、4名の担い手がクワや白ネギ、ダイコン、スイートコーン等を栽培している。</p> <p>小田代集落は、茶や露地野菜の有機農業が盛んである。</p> <p>一方、3集落とも高齢化が進んでおり、地域内の農業者が減少しているため、地域外からも担い手を受け入れ、農地利用を検討していく必要がある。</p>

	<p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 今後耕作が困難になった農地は、規模拡大を検討している農家へ積極的に集積していく。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 28.8% 将来の目標とする集積率 36.3% 次に、78ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 認定農業者4名 認定新規就農者1名 利用者55名 目標地図は、一覧表の25ページをご覧ください。 以上です。</p>
松元支局主任	<p>それでは、80ページです。</p> <p>地域名 春山（寺脇）</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 2.44ha</p> <p>④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 0.7ha</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題 当地区は水田地帯で、農業者の高齢化が進み、規模縮小や担い手への農地の貸し出しを希望する方が多い。今後後継者のいない農地は、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 現状の栽培面積から拡大を希望する担い手がないことから、担い手への農地集積はあまり進まないことが見込まれる。今後は、農業を担う者の農地利用の推進や新規就農者の受け入れにより遊休農地の発生を防止する必要がある。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 0.0% 将来の目標とする集積率 20.0% 次に、83ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 認定農業者0名 利用者24名 目標地図は、一覧表の26ページをご覧ください。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	<p>絵にかいた餅になりそうな気がするのですが、現状はほとんど担い手がいない所です。単に目標になって終わるのではないかと思います。13地区報告があったわけですが、資料を見てみると、5番、6番、この付近はなんとか維持できるかなと思いますが、4番は現状担い手は0人なのに、20人にするという計画です。担い手が始めようとしても、何千万という投資が必要です。私も参加しましたが、若い担い手は3人だけです。目標を多く立ててもらっても、本当にできるのかと思います。10年後、どこも荒れていくということになるのではないかと思います。</p> <p>また、地域計画案の書式が国の書式で決められているとのことですが、利用者のところに年齢が入っていません。10年後、本当にこの地区はどうかというのが、全然見えません。国の書式とのことですが、備考欄に年齢を加えて、再度審議したらどうでしょうかというのが、私の提案です。</p>
議 長	<p>ただいまの13番委員の意見は、意見として賜っておきます。 その他、何かございせんか。</p>
13番委員	<p>色々な所で補助金申請をしますが、なかなかハードルが高くて厳しい状態です。水稻をするとすると、最低3,000万円はかかります。大型な補助金を確保するなどしないと担い手は確保できないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、ただいま委員から出されたご意見のほかに、事務局として何か意見がありますでしょうか。</p>
事 務 局	<p>農業委員会の意見としては、国の制度が変わるものですから、制度に関する周知徹底をお願いしたいという点と、今回作成しました地域計画につきましては、これはスタート地点であるということで、今後地域のニーズに合った更新ができるような形での体制整備をして頂きたいということで、意見書として報告したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」13件につきましては、原案どおり決定いたします。</p> <p>なお、「制度の周知徹底」を農業委員会の意見として提出したいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、そのようにすることといたします。</p>
<p align="center">議題9. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 別冊資料4 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>地域計画を策定した所については、今後、農用地利用集積計画がされなくなります。地域計画を策定した所については、今後は農地法に基づく貸借か、農用地利用集積等促進計画に基づく貸借しかできなくなります。</p> <p>先程谷山地域の方から説明があった五ヶ別府町の農地で、2から3ページをご覧ください。今後地域計画内で定められるということで、ここの農地が4月末で基盤法の利用権が切れる所でございます。令和6年5月1日から令和16年4月30日まで貸借権で借りるために、農用地利用集積等促進計画(案)を市町村の方で作成をして、農地バンクの方に様式第10号、11号を提出をするのですが、それに当たって、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会に意見を求めるものです。</p> <p>内容については、貸借面積が1,400㎡、利用地目が田となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>

議題 10. 令和7年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料5	
議 長	<p>続きまして、議題10「令和7年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>議題10「令和7年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農道及び用水路の整備及び維持管理に対する支援措置 2 生産資材高騰に対する支援措置 3 降灰や火山ガスによる被害に対する継続的な支援措置 4 現地確認アプリの利便性の向上 <p>この4項目を国への意見として、県農業会議を通じて出したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>提案事項について、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10「令和7年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、原案どおり決定いたします。また、後日「県農業会議」へ提案いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 42ページ～45ページ 4件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	報告します。42ページです。 照会日：令和6年1月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区調整域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年2月9日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	報告します。43ページです。 照会日：令和6年2月1日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年2月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	報告します。44ページです。 照会日：令和6年2月7日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年2月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、45ページです。 照会日：令和6年2月7日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年2月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 46ページ～49ページ 24件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 50ページ～56ページ 17件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 57ページ～58ページ 4件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	<p>46ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は24件です。</p> <p>登記地目別では、田10筆、5,467.00㎡、畑72筆、60,912.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が24件。権利の種別は、所有権が24件。農業委員会によるあっせん等は、無が24件となっております。</p> <p>47ページから49ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、50ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が3件、駐車場が2件、合計5件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が7件、駐車場、その他が各2件、資材置場が1件、合計12件となっております。</p> <p>51ページから52ページは、4条関係5件、53ページから56ページは、5条関係12件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、57ページから58ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告」についてです。</p> <p>喜入地区で1件、松元地区で2件、郡山地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>5. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料6 139件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項5「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料6です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項5「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料6をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計139筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>

議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時25分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和5年度第12回総会（月例）開催日時は、 3月28日（木）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時30分）</p>

